

河合町立〇〇小学校PTA会則（素案）

平成30年9月21日現在

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、河合町立〇〇小学校PTAと称する。

（目的）

第2条 本会は、〇〇小学校（以下「本校」という。）の児童の健全な成長のため、保護者と教職員が協力し、学校教育、家庭教育、社会教育に関する理解を深め、本校教育の充実・発展をはかることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 学校教育に関する理解を深めるために必要な事業。
- （2） 家庭教育に関する理解を深めるために必要な事業。
- （3） 社会教育に関する理解を深めるために必要な事業。
- （4） 本校教育の充実・発展をはかるために必要な事業。
- （5） その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

（対外方針）

第4条 本会は、特定の政治・宗教・営利・圧力等の団体や機関にかたよらず、自主独立の民主団体として活動し、他の団体等の干渉を受けない。

第2章 組織

（会員）

第5条 本会の会員は、本校児童の保護者及び教職員とする。

（役員）

第6条 本会の役員を、次のとおり定める。

- | | | |
|-----|-----|-----|
| （1） | 会長 | 1名 |
| （2） | 副会長 | 若干名 |
| （3） | 書記 | 若干名 |
| （4） | 会計 | 若干名 |

（役員の仕事）

第7条 本会の役員の任務を、次のとおり定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の議事を記録し、保管する。
- (4) 会計は、本会の会計をつかさどる。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員選定)

第9条 役員選定は、別に定める役員及び委員の候補者の選定に関する規程に従い、総会の承認を得るものとする。

(委員)

第10条 本会の委員を、次のとおり定める。

- (1) 学級委員 各学級より1名。ただし、1学級の学年については2名。
- (2) 地区委員 別に定める地区より10名程度。

(委員任務)

第11条 本会の委員の任務を、次のとおり定める。

- (1) 学級委員は、本会の目的を達成するため、各学級における会員相互の連携をはかり、本会の運営にあたる。
- (2) 地区委員は、本会の目的を達成するため、各地域における会員相互の連携をはかり、本会の運営にあたる。

(委員任期)

第12条 委員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員選定)

第13条 委員選定は、別に定める役員及び委員の候補者の選定に関する規程に従い、総会の承認を得るものとする。

第3章 会議

(会議種類)

第14条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

(4) 専門委員会

(総会)

第15条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は、毎年度当初に開催する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

(総会の成立)

第17条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の数を含めるものとする。

(総会の議長の選定)

第18条 総会の議長は、会員の互選により選定する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の議事)

第20条 総会の議事は、次の事項とする。

- (1) 本会の事業に関すること。
- (2) 本会の会計に関すること。
- (3) 本会の役員及び委員に関すること。
- (4) 本会の会則に関すること。
- (5) その他、本会の運営に関すること。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

3 役員会は、本会の運営に必要な事項を協議し、運営委員会に提出する。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、全ての役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

2 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

3 運営委員会は、役員会より提出された事項、その他本会の運営に必要な事項を協議

し決定する。

- 4 運営委員会における重要事項の議決については、総会における議決に関する規定を準用するものとする。

(専門委員会)

第23条 本会の目的を達成するために、次の専門委員会をおく。

- (1) 研修委員会
 - (2) 健康委員会
 - (3) 地区委員会
- 2 各委員会には互選により選定した委員長1名と副委員長1名をおくものとする。
 - 3 本会に、必要に応じて特別委員会を置くことができる。ただし、設置には運営委員会の承認を要する。

(研修委員会)

第24条 研修委員会は、学級委員によって構成され、会員の研修に関する活動を行う。

(健康委員会)

第25条 健康委員会は、学級委員によって構成され、児童の健康に関する活動を行う。

(地区委員会)

第26条 地区委員会は、地区委員によって構成され、児童の安全に関する活動を行う。

(校長等の会議への出席)

第27条 校長及び校長が必要と認める教職員は、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会計

(本会の経費)

第28条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(本会の会費)

第29条 本会の会費を、次のとおり定める。

- (1) 保護者について、1世帯につき月額300円。
- (2) 教職員について、1名につき月額300円。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 会計監査

(会計監査)

第31条 本会に2名の会計監査をおく。

- 2 会計監査の選定は、総会の承認を得るものとする。
- 3 会計監査は、本会の役員及び委員を兼務することはできない。
- 4 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会計監査は、会計年度において1回以上監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第6章 顧問

(顧問)

第32条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

- 2 顧問の選定は、総会の承認を得るものとする。
- 3 顧問は、本会の役員及び委員を兼務することはできない。
- 4 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、必要に応じて全ての会議に出席し意見を述べるができるが、総会及び運営委員会における議決権は有しない。

第7章 規程

(規程)

第33条 本会の運営のため、次の規程を別に定めるものとする。

- (1) 河合町立〇〇小学校PTA 役員及び委員の候補者の選定に関する規程
- (2) 河合町立〇〇小学校PTA 慶弔規程

第8章 会則の改正

(改正)

第34条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。